

## 通知「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」の改正について

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他
内容				

### ポイント

- ▶ 個人情報保護法の改正（2022年4月1日施行）に伴い、通知「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」を改正\*1する通知が2022年3月31日に発出されました。
- ▶ 今回の改正により、漏えい等が発覚した場合に地方厚生（支）局長へ報告する時期と報告に用いる様式が示されました。

\*1 [「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」の一部改正について](#)

### 改正の概要

- ✓ これまで、個人情報の漏えい等が発覚した場合は、通知「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」(平成29年5月30日付年発0530第5号)により、速やかに地方厚生(支)局長宛に報告することとされていましたが、今般の改正により報告時期と報告様式が示されました。
- ✓ 漏えい等事案が発覚した場合の報告時期と報告様式は次の通りです。

事案	報告時期	報告様式
速やかに報告を行う必要性が低いと認められる場合	四半期に1回程度	様式第2
上記以外	発覚次第	様式第1

### 適用日

- ✓ 2022年4月1日

※ 個人情報保護法の改正に伴い、[「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」を改正する告示](#)も発出されておりますが、条ずれに対応するものであり内容に変更はありません。

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金カスタマーサービス部 資産形成推進部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。